

京浜急行電鉄株式会社

第99期定時株主総会招集ご通知

日 時 2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）

場 所 神奈川県横浜市西区高島2丁目18番1号
横浜新都市ビル（そごう横浜店）9階
新都市ホール

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、会場が変更になる場合がございます。）

<株主の皆様へのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえて、株主の皆様の安全確保および感染拡大防止のために、郵送またはインターネット等により、議決権を事前行使いただき、ご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。
- ・会場が変更になる場合（京急グループ本社を予定）もございますので、ご来場前に、当社ウェブサイト（<https://www.keikyu.co.jp>）を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ・会場の座席数が例年よりも大幅に減少するため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・このほか、会場において、株主の皆様の安全確保および感染拡大防止のために、必要な措置を講じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

目 次

第99期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
（添付書類）	
事業報告	24
連結計算書類	51
計算書類	53
監査報告	55

(証券コード 9006)
2020年6月4日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区高島1丁目2番8号
京浜急行電鉄株式会社
取締役社長 原 田 一 之

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、2020年6月25日（木曜日）午後5時45分までに郵送またはインターネット等により、議決権を事前行使いただき、ご来場をお控えくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市西区高島2丁目18番1号
横浜新都市ビル（そごう横浜店）9階 新都市ホール
(末尾ご案内函をご参照ください。本店を移転したことにより、本株主総会から会場を変更しております。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第99期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第99期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案
第2号議案
第3号議案
第4号議案

剰余金の配当の件
取締役12名選任の件
監査役2名選任の件
取締役に対する株式報酬制度導入の件

以 上

1. 監査役が監査した事業報告ならびに会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付の各書類のほか、当社ウェブサイト（<https://www.keikyu.co.jp>）に掲載している事業報告における主要な事業内容、主要な事業所等、従業員の状況、会計監査人の状況、会社の体制および方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表であります。なお、事業報告における主要な事業内容、主要な事業所等、従業員の状況、会計監査人の状況、会社の体制および方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.keikyu.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえて、株主の皆様の安全確保および感染拡大防止のために、郵送またはインターネット等により、議決権を事前行使いただき、ご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
(受付開始：午前9時15分)

株主総会にご出席いただけない場合【下記の方法をご検討ください。】



書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時45分到着分まで



インターネット等による議決権行使

詳細は3、4頁をご参照ください。

スマートフォンで議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取る方法、または、パソコン等で当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスする方法で、議案に対する賛否をご入力ください。

(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時45分受付分まで

議決権行使の取り扱い

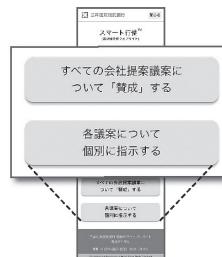
議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使される際の取り扱いは、次のとおりとさせていただきます。

1. インターネット等により、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。
2. 議決権行使書とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使とさせていただきます。
3. 議決権行使書とインターネット等が同日に到着した場合は、インターネット等を有効な議決権行使とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンによる方法（スマート行使）

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®を読み取ることで、議決権行使コードおよびパスワードの入力なしで議決権行使ができます。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



注意

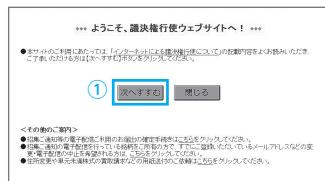
議決権行使後に行使内容を変更する場合には、再度QRコード®を読み取っていただき、以下の「パソコン等による方法」で、再度議決権行使をお願いいたします。

(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

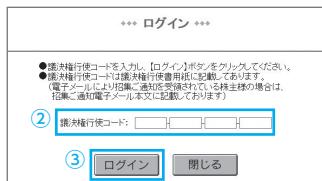
パソコン等による方法

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

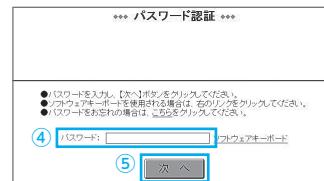
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス
- 2 ログイン
- 3 パスワード入力



① 「次へすすむ」をクリック



- ② 「議決権行使コード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック



- ④ 「パスワード」を入力
- ⑤ 「次へ」をクリック
- ⑥ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(注) 「議決権行使コード」および「パスワード」は同封の議決権行使書用紙に表示されております。

パソコン等による方法に関するご注意

1. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「**議決権行使コード**」および「**パスワード**」が必要になります。
2. パスワードは、議決権行使をされる方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
3. パスワードは、一定回数間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。なお、お電話によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねます。
4. 議決権行使ウェブサイトへ接続できない場合は、ファイアーウォール等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、設定内容をご確認ください。
5. 議決権行使ウェブサイトは、ポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用されている場合は、解除（または一時解除）のうえ、ご利用ください。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル



0120-652-031

(受付時間 午前9時～午後9時)

(注) インターネット等による議決権行使を行っていただく際のプロバイダーおよび通信事業者の料金（接続料等）は、株主様のご負担となります。

【機関投資家の皆様へ】

インターネット等による議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権電子行使プラットフォーム（東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の最重要政策と位置づけ、安定した配当の継続を基本とし、業績や財務状況等を勘案して配当を行う方針としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援、ご期待にお応えするため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額 2,203,263,648円

なお、中間配当金として1株につき8円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき16円となります。

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（13名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者については、半数以上が独立社外取締役に構成される指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1	再任	石 渡 恒 夫	取締役会長（代表取締役）	13回／13回
2	再任	原 田 一 之	取締役社長（代表取締役） 社長執行役員	13回／13回
3	再任	小 倉 俊 幸	取締役副社長執行役員	13回／13回
4	再任	道 平	取締役専務執行役員	13回／13回
5	再任	本 多 利 明	取締役専務執行役員	13回／13回
6	再任	浦 辺 和 夫	取締役常務執行役員	13回／13回
7	再任	渡 辺 静 義	取締役常務執行役員	13回／13回
8	再任	川 俣 幸 宏	取締役常務執行役員	13回／13回
9	再任	佐 藤 憲 治	取締役執行役員	13回／13回
10	再任 社外 独立	友 永 道 子	取締役	13回／13回
11	再任 社外 独立	寺 島 剛 紀	取締役	13回／13回
12	新任 社外 独立	柿 崎 環	—	一回／一回

候補者番号

1

いし わた つね お
石 渡 恒 夫生年月日
1941年4月5日（満79歳）

再任 男性



取締役会への出席回数

13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1964年 4月	当社入社	2003年 6月	当社代表取締役	現在に至る
1995年 6月	当社取締役	2005年 6月	当社取締役社長	
1999年 6月	当社常務取締役	2013年 6月	当社取締役会長	現在に至る
2003年 6月	当社専務取締役			

(重要な兼職の状況)

一般社団法人神奈川県経営者協会会長
 一般社団法人神奈川経済同友会代表幹事
 株式会社ぐるなび社外監査役（2020年6月退任予定）
 東海汽船株式会社社外取締役

取締役在任年数

25年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

93,900株

【取締役候補者とした理由】

石渡恒夫氏は、主に経理、経営管理業務等に従事し、当該分野において豊富な業務経験、見識を有しております。

また、2005年6月から、取締役社長として、2013年6月から、取締役会長として当社グループの経営を担っており、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

(注) 同氏は、一般社団法人神奈川県経営者協会の会長であり、当社と同社団法人との間には会費等の支払いがあります。また、同氏は、一般社団法人神奈川経済同友会の代表幹事であり、当社と同社団法人の間には会費等の支払いがありますが、金額はいずれも少額であります。

候補者番号

2

は ら だ か ず ゆ き
原 田 一 之生年月日
1954年1月22日（満66歳）

再任 男性



取締役会への出席回数

13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4月	当社入社	2013年 6月	当社代表取締役	現在に至る
2007年 6月	当社取締役	2013年 6月	当社グループ業務監査部担当	
2010年 6月	当社常務取締役		現在に至る	
2011年 6月	当社専務取締役	2019年 6月	当社社長執行役員	
2013年 6月	当社取締役社長		現在に至る	

(重要な兼職の状況)

株式会社かんぽ生命保険社外取締役
 日本空港ビルデング株式会社社外取締役
 株式会社エヌケービー社外取締役
 横浜新都市センター株式会社社外取締役

取締役在任年数

13年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

49,800株

【取締役候補者とした理由】

原田一之氏は、主に鉄道事業および人事業務等に従事し、当該分野において豊富な業務経験、見識を有しております。また、2013年6月から、取締役社長として当社グループの経営を担っており、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

おぐらとし ゆき
小倉 俊幸生年月日
1954年10月12日（満65歳）

再任 男性



取締役会への出席回数

13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月	当社入社	2016年 6月	当社取締役副社長
2007年 6月	当社取締役	2016年 6月	当社総括 現在に至る
2011年 6月	当社常務取締役	2019年 6月	当社取締役副社長執行役員 現在に至る
2014年 6月	当社専務取締役		
2015年 6月	当社生活事業創造本部長 兼品川開発推進室長 現在に至る		

（重要な兼職の状況）
花月園観光株式会社社外取締役（2020年6月退任予定）

取締役在任年数

13年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

32,700株

【取締役候補者とした理由】

小倉俊幸氏は、主に鉄道、開発事業等に従事し、当該分野において豊富な業務経験、見識を有しております。また、2007年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

みち ひら たかし
道平 隆生年月日
1958年4月10日（満62歳）

再任 男性



取締役会への出席回数

13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2018年 6月	当社専務取締役
2011年 6月	当社取締役	2018年 6月	当社広報部担当 現在に至る
2015年 6月	当社常務取締役	2019年 6月	当社取締役専務執行役員 現在に至る
2015年 6月	当社鉄道本部長 現在に至る		

（重要な兼職の状況）
横浜高速鉄道株式会社社外取締役

取締役在任年数

9年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

18,400株

【取締役候補者とした理由】

道平隆氏は、主に鉄道事業等に従事し、当該分野において豊富な業務経験、見識を有しております。また、2011年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

ほん だ とし あき
本 多 利 明生年月日
1958年7月12日 (満61歳)

再任 男性



取締役会への出席回数

13回/13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2018年 4月	株式会社Rバンク取締役社長 現在に至る
2011年 6月	当社取締役	2019年 6月	当社取締役専務執行役員 現在に至る
2016年 6月	当社常務取締役	2019年 6月	当社生活事業創造本部副本部長 現在に至る
2016年 9月	当社生活事業創造本部まち創造事業部長 現在に至る		
2017年 6月	当社新規事業企画室長 現在に至る		

(重要な兼職の状況)
株式会社Rバンク取締役社長

取締役在任年数

9年 (本株主総会終結時)

所有する当社の株式数

20,100株

【取締役候補者とした理由】

本多利明氏は、主にレジャー・サービス、開発事業等に従事し、当該分野において豊富な業務経験、見識を有しております。また、2011年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

(注) 同氏は、リノベーション事業等を展開する子会社の株式会社Rバンクの取締役社長であり、当社と同社との間には、ホステル事業の運営業務委託等の取引があり、当社が同社に支払った金額は125百万円であります。

候補者番号

6

うら べ かず お
浦 辺 和 夫生年月日
1961年11月3日 (満58歳)

再任 男性



取締役会への出席回数

13回/13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役常務執行役員 現在に至る
2015年 6月	当社取締役	2019年 6月	当社経理部担当 現在に至る
2015年 6月	当社人事部担当 現在に至る		

取締役在任年数

5年 (本株主総会終結時)

所有する当社の株式数

8,900株

【取締役候補者とした理由】

浦辺和夫氏は、主に鉄道事業および経理、人事、総務業務等に従事し、当該分野において豊富な業務経験、見識を有しております。また、2015年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

7

わた なべ
静 義生年月日
1961年12月6日 (満58歳)

再任 男性



取締役会への出席回数

13回/13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役常務執行役員
2010年 6月	当社総務部長	現在に至る	現在に至る
2015年 6月	当社取締役	2019年 6月	当社新規事業企画室部長
			現在に至る

取締役在任年数

5年 (本株主総会終結時)

所有する当社の株式数

6,900株

【取締役候補者とした理由】

渡辺静義氏は、主に総務および経営管理業務等に従事し、当該分野において豊富な業務経験、見識を有しております。また、2015年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

8

かわ また
川 俣
幸 宏生年月日
1964年2月10日 (満56歳)

再任 男性



取締役会への出席回数

13回/13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役常務執行役員
2016年 6月	当社取締役	現在に至る	現在に至る
		2019年 6月	当社グループ戦略室長
			現在に至る

取締役在任年数

4年 (本株主総会終結時)

所有する当社の株式数

14,100株

【取締役候補者とした理由】

川俣幸宏氏は、主にホテル事業および経営管理業務等に従事し、当該分野において豊富な業務経験、見識を有しております。また、2016年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

9

さとう けんじ
佐藤 憲治

生年月日
1962年1月24日（満58歳）

再任 男性



取締役会への出席回数

13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
2017年 6月 当社取締役
2017年 6月 株式会社京急ストア取締役社長
2019年 6月 当社取締役執行役員
現在に至る
現在に至る

（重要な兼職の状況）

株式会社京急ストア取締役社長

取締役在任年数

3年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

4,910株

【取締役候補者とした理由】

佐藤憲治氏は、主に流通事業等に従事し、当該分野において豊富な業務経験、見識を有しております。また、2017年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

10

とも なが みち こ
友 永 道 子

生年月日
1947年7月26日 (満72歳)

再任 社外 独立 女性



取締役会への出席回数

13回/13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 3 月	公認会計士登録	2010年 6 月	当社監査役 (2016年 6 月退任)
2007年 7 月	日本公認会計士協会副会長 (2010年 7 月退任)	2011年 6 月	日本電信電話株式会社社外監査役 (2019年 6 月退任)
2008年 7 月	新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) シニアパートナー (2010年 6 月退任)	2016年 6 月	当社取締役 現在に至る

(重要な兼職の状況)
公認会計士

社外取締役在任年数

4年 (本株主総会終結時)

所有する当社の株式数

0株

【社外取締役候補者とした理由】

友永道子氏は、日本公認会計士協会副会長の要職を務めたほか、大手情報通信会社の元社外役員として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2010年6月から2016年6月まで当社社外監査役として役割を適切に果たしており、2016年6月から、当社社外取締役として業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」(22、23頁をご参照ください。)を充足しております。同氏は、新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)の元シニアパートナー(2010年6月退任)であり、当社と同監査法人との間には会計監査等の取引がありますが、当社が同監査法人に支払った当事業年度に係る報酬の合計額は210百万円(直近事業年度における同監査法人の総売上高の0.2%)であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている監査法人」の基準(直近事業年度における監査法人の総売上高の2%)を下回っております。
2. 当社は、同氏を東京証券取引所から確保が義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、同様の内容による責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

11

てら じま よし のり
寺 島 剛 紀

生年月日
1959年1月2日（満61歳）

再任 社外 独立 男性



取締役会への出席回数

13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2017年3月 日本生命保険相互会社代表取締役 2018年4月 大星ビル管理株式会社代表取締役社長
副社長執行役員
2018年3月 同社取締役 2018年6月 当社取締役 現在に至る
(2018年7月退任)

(重要な兼職の状況)
大星ビル管理株式会社代表取締役社長

社外取締役在任年数

2年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

0株

【社外取締役候補者とした理由】

寺島剛紀氏は、大手生命保険会社の元経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2018年6月から、当社社外取締役として業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」（22、23頁をご参照ください。）を充足しております。同氏は、日本生命保険相互会社の元取締役であり、当社と同社との間には資金借入等の取引がありますが、同社からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準（直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関）には該当いたしません。
2. 同氏は、大星ビル管理株式会社の代表取締役社長であり、同社は、当社の事業の部類に属する取引（不動産賃貸業）を行っております。
3. 当社は、同氏を東京証券取引所から確保が義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、同様の内容による責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

12

か き

ざ き

たまき

柿 崎

環

生年月日
1961年1月16日 (満59歳)

新任

社外

独立

女性



取締役会への出席回数

一回 / 一回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2008年 4月	東洋大学法科大学院教授 (2012年 3月退任)	2016年 6月	エーザイ株式会社社外取締役 現在に至る
2012年 4月	横浜国立大学国際社会科学研究院教授 (2014年 3月退任)	2016年 6月	三菱食品株式会社社外取締役 現在に至る
2014年 4月	明治大学法学部教授 現在に至る	2017年 6月	日本空港ビルデング株式会社社外監査役 現在に至る
		2019年 6月	当社企業価値分析会議委員 現在に至る

(重要な兼職の状況)

明治大学法学部教授
エーザイ株式会社社外取締役 (2020年 6月退任予定)
日本空港ビルデング株式会社社外監査役
三菱食品株式会社社外取締役

社外取締役在任年数

—

所有する当社の株式数

0株

【社外取締役候補者とした理由】

柿崎環氏は、内部統制や内部監査に関する分野における大学教授であり、かつ大手医薬品会社等の社外役員として、豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社取締役として適任と判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」(22、23頁をご参照ください。)を充足しております。
2. 当社は、同氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所から確保が義務づけられている独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第3号議案 監査役2名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、現任監査役4名のうち、末綱隆氏および須藤修氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号

1

す え

つ な

たかし

末 綱 隆

生年月日
1949年3月8日（満71歳）

再任

社外

独立

男性



取締役会への出席回数

11回／13回

監査役会への出席回数

7回／8回

略歴、地位および重要な兼職の状況

1974年 4月	警察庁入庁	2015年 6月	東鉄工業株式会社社外取締役 現在に至る
1994年 2月	高知県警察本部長	2016年 6月	株式会社関電工社外監査役 現在に至る
1997年 9月	警察庁長官官房会計課長	2016年 6月	当社監査役 現在に至る
2001年 9月	警察庁長官官房首席監察官	2017年 6月	J C R ファーマ株式会社社外取締役 現在に至る
2002年 8月	神奈川県警察本部長	2018年 6月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 社外監査役 現在に至る
2004年 8月	警視庁副総監		
2005年 9月	宮内庁東宮侍従長		
2009年 4月	特命全権大使ルクセンブルク国駐節		
2013年 6月	丸紅株式会社社外監査役 (2017年6月退任)		

(重要な兼職の状況)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社社外監査役
株式会社関電工社外監査役
東鉄工業株式会社社外取締役
J C R ファーマ株式会社社外取締役

社外監査役在任年数

4年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

0株

【社外監査役候補者とした理由】

末綱隆氏は、神奈川県警察本部長、警視庁副総監等の要職を務めたほか、大手総合商社の元社外役員として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2016年6月から、当社社外監査役として当社の経営を監査する役割を適切に果たしていることから、引き続き社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」（22、23頁をご参照ください。）を充足しております。
2. 当社は、同氏を東京証券取引所から確保が義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、同様の内容による責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

2

須 藤

修

生年月日
1952年1月24日（満68歳）

再任

社外

独立

男性



取締役会への出席回数

13回／13回

監査役会への出席回数

8回／8回

略歴、地位および重要な兼職の状況

1980年 4月	弁護士登録	2011年 6月	三井倉庫株式会社（現 三井倉庫ホールディングス株式会社）
1983年 4月	東京八重洲法律事務所パートナー		社外監査役 現在に至る
1993年 4月	あさひ法律事務所開設・パートナー		現在に至る
1999年 6月	須藤・高井法律事務所（現 須藤綜合法律事務所）開設・パートナー 現在に至る	2016年 6月	株式会社プロネクサス社外監査役 現在に至る
2005年 9月	株式会社バンダイナムコホールディングス社外監査役 現在に至る	2016年 6月	当社監査役 現在に至る
		2018年 6月	当社企業価値分析会議委員 現在に至る

（重要な兼職の状況）

弁護士
株式会社バンダイナムコホールディングス社外監査役
株式会社プロネクサス社外監査役
三井倉庫ホールディングス株式会社社外監査役

社外監査役在任年数

4年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

0株

【社外監査役候補者とした理由】

須藤修氏は、弁護士として企業法務について高い専門性を有するとともに、総合エンターテイメント企業等の社外役員として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2016年6月から、当社社外監査役として当社の経営を監査する役割を適切に果たしていることから、引き続き社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」（22、23頁をご参照ください。）を充足しております。
2. 当社は、同氏を東京証券取引所から確保が義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、同様の内容による責任限定契約を締結する予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第4号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）および執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、従来の取締役等に対する報酬のうち、退任時繰延報酬および固定報酬に含まれる株式購入資金に代えて、本制度を導入するものです。これにより、取締役等の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2014年6月27日開催の第93期定時株主総会および2018年6月28日開催の第97期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額550百万円以内（うち社外取締役分として年額75百万円以内）。ただし、使用人分給与は含まない。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は10名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる取締役は9名となります。

なお、本制度の導入につきましては、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の諮問を経ております。

2. 本制度に係る報酬等の額および参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役および執行役員（社外取締役および監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2020年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2021年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2020年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、360百万円（うち取締役分として250百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、360百万円（うち取締役分として250百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、360百万円（うち取締役分として250百万円）を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、113,100株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、37,700ポイント（うち取締役分として26,200ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。下記(7)の当社株式等の給付にあたり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

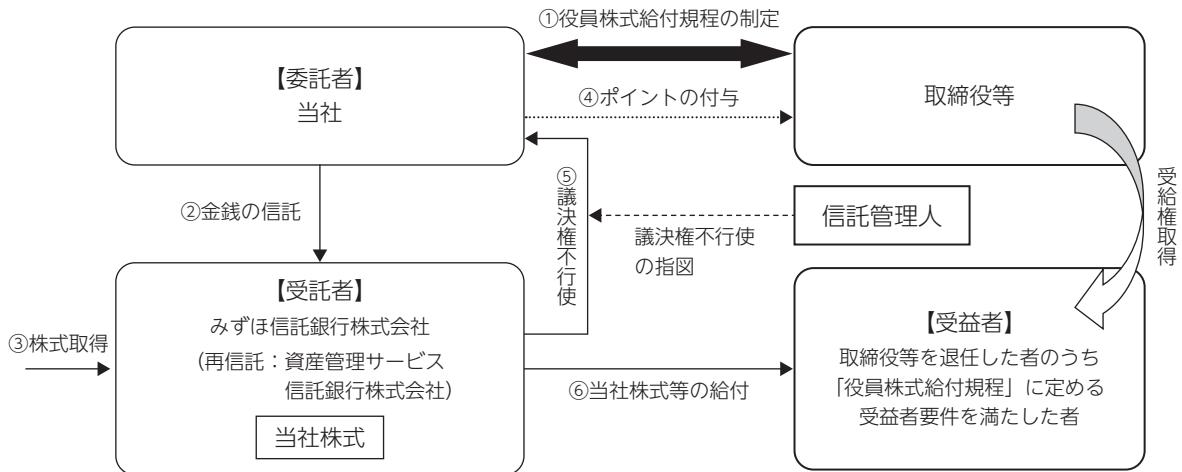
(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、すべて当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜ご参考＞

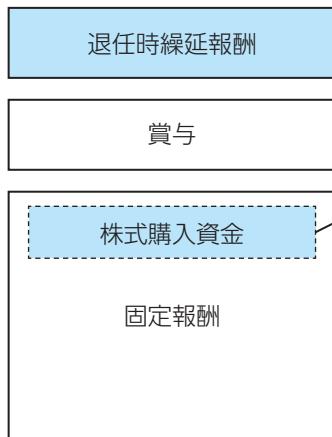
1. 本制度の仕組み



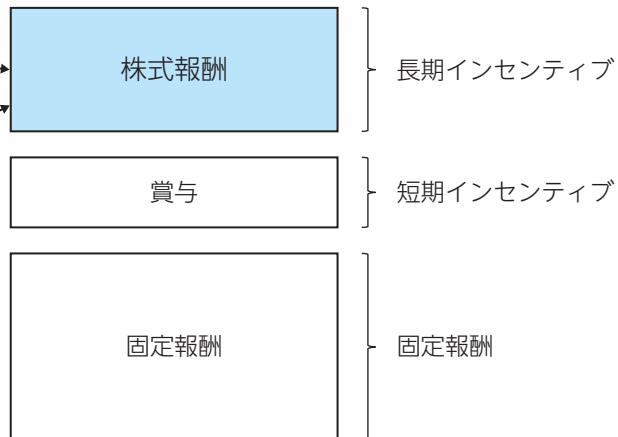
- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式等を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

2. 現行報酬制度との変更点（社内取締役および執行役員）

(現行制度)



(変更後)



(ご参考)

社外役員の独立性の判断基準

当社において、独立性を有する社外取締役・社外監査役であるためには、次のいずれかに該当する者であってはならない。

1. 当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社」という。）の業務執行者
2. 当社の主要な株主または主要な株主である会社の業務執行者
3. 当社の主要な借入先である者または主要な借入先である会社の業務執行者
4. 当社を主要な取引先とする者または主要な取引先とする会社の業務執行者
5. 当社の主要な取引先である者または主要な取引先である会社の業務執行者
6. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者
当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
7. 当社から役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
8. 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
9. 社外取締役・社外監査役の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
10. 過去10年間に於いて、第1項に該当していた者
過去5年間に於いて、第2項から第9項までのいずれかに該当していた者
11. 第1項から第9項までに該当する者が重要な職位にある者の場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

- (注)
1. 本基準において「業務執行者」とは、「業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準ずる者および使用人」をいう。
 2. 第2項において「主要な株主」とは、「直近事業年度末において当社の議決権総数の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者（または会社）」をいう。
 3. 第3項において「当社の主要な借入先である者（または会社）」とは、「直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者」をいう。
 4. 第4項において「当社を主要な取引先とする者（または会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（または会社）」をいう。

5. 第5項において「当社の主要な取引先である者（または会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（または会社）」をいう。
6. 第6項および第7項において「一定額」とは、「直近事業年度における年間10百万円」をいう。
7. 第8項において「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の総売上高の2%」をいう。
8. 第9項において「相互就任関係」とは、「直近事業年度末において当社の業務執行者が他の会社の社外取締役・社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役・社外監査役である関係」をいう。
9. 第11項において「重要な職位にある者」とは、「部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する者」をいう。
10. 本基準以外で独立性の判断に重要な影響を及ぼす事項については、適切に対応していくこととする。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

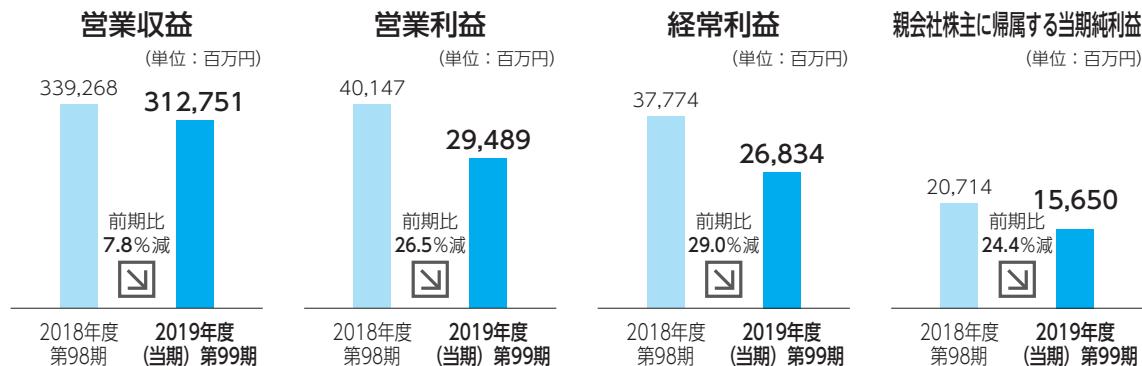
当期のわが国経済は、相次いだ自然災害の影響があったものの、雇用情勢の改善などもあり、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症などの影響により、特に期末では景気は極めて厳しい状況で推移しました。

このような厳しい事業環境のなか、当社グループは、一大プロジェクトである品川駅周辺開発等を見据え、2020年度を最終年度とする「京急グループ中期経営計画」に基づき、交通事業、不動産事業をはじめとした各事業を推進しました。一方、グループ会社の再編や不要な資産の売却等の事業の選択と集中を進めるなど経営の効率化を図り、経営基盤の強化に努めました。また、引き続きすべての事業において安全・安心の徹底を図り、良質なサービスの提供に努めました。

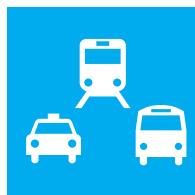
しかしながら、不動産事業において、前期に大規模分譲マンションの売り上げを計上した反動などにより、当期の営業収益は3,127億5千1百万円（前期比7.8%減）、営業利益は294億8千9百万円（前期比26.5%減）、経常利益は268億3千4百万円（前期比29.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は156億5千万円（前期比24.4%減）となりました。

なお、当社は、9月に神奈川県横浜市へ本社を移転しました。

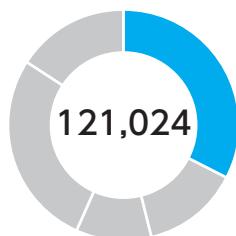
次に、セグメント別の業績についてご報告いたします。



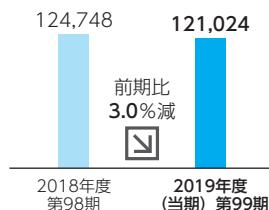
交通事業



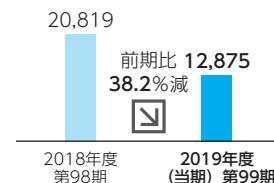
営業収益 (単位：百万円)



営業収益 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



鉄道事業では、ご利用のお客さま等に多大なご迷惑をおかけしました9月の踏切事故を踏まえ、発光信号機の設置ルールを見直し、当該踏切道に発光信号機を増設したほか、運転士のブレーキ操作の取り扱いを変更しました。また、都心方面および羽田空港の輸送人員の増加があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響があり、輸送人員は前期比で0.3%減（定期0.7%増、定期外1.5%減）となりました。一方で、10月に実施した空港線の加算運賃引下げによる旅客運輸収入の減少があったものの、羽田空港第1・第2ターミナル駅（旧羽田空港国内線ターミナル駅）および羽田空港第3ターミナル駅（旧羽田空港国際線ターミナル駅）の輸送人員は、前期比で4.0%増（国内線3.9%増、国際線4.7%増）となりました。さらに、当社は、ダイヤ改正を実施し、平日朝の通勤時間帯に運行している座席指定制列車「モーニング・ウィング号」を1本増発したほか、三浦半島および都心方面への旅客の快適性向上のため、土休日限定でクロスシートタイプの車両の一部を座席指定とした「ウィング・シート」を新設するなど、利便性向上を図りました。このほか、沿線地域の活性化および利便性の向上を図るため、大師橋駅（旧産業道路駅）など6駅の駅名を変更しました。また、引き続き安全対策を最重要課題とし、京急蒲田駅、横浜駅および上大岡駅にホームドアを設置しました。

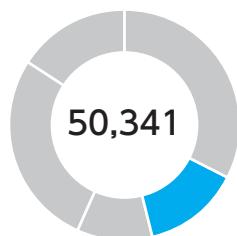
バス事業では、京浜急行バス(株)および川崎鶴見臨港バス(株)は、安定的な輸送力の確保を図るため、路線の効率化とあわせて、乗務員の採用を強化しました。

しかしながら、空港線の加算運賃引下げに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員の減少などにより、交通事業の営業収益は1,210億2千4百万円（前期比3.0%減）、営業利益は128億7千5百万円（前期比38.2%減）となりました。

不動産事業



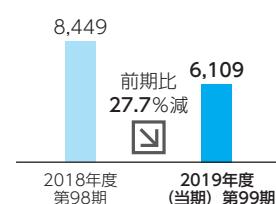
営業収益 (単位：百万円)



営業収益 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



不動産販売業では、当社および京急不動産(株)は、分譲マンション「プライムパークス品川シーサイド ザ・タワー」および「プライム新杉田」を完売しました。また、当社は、「ザ・パークハウス 東戸塚レジデンス」を完売しました。さらに、当社は、「プライム港南台」および「プライムフィット中目黒」の販売および引渡しを行ったほか、「プライムパークス上大岡 ザ・レジデンス」、「プライムスタイル川崎」および「ブランドタワー芝浦」の販売を開始しました。このほか、京急不動産(株)は、「プライム西八王子」の販売を開始しました。また、当社は、インドネシア共和国において、現地デベロッパー等と共同で分譲マンションおよび分譲住宅の販売を行いました。

不動産賃貸業では、都心および横浜駅周辺エリア等において賃貸オフィスビルが順調に稼働したほか、品川駅前に保有するオフィスビルなどで、品川駅周辺開発への準備を進めました。また、当社は、鉄道高架下空間の有効活用を進め、大森町～梅屋敷駅間において、ものづくり複合施設「梅森プラットフォーム」を開業したほか、日ノ出町～黄金町駅間において、飲食施設「日ノ出町フードホール」を開業しました。さらに、リノベーション事業等を展開する子会社の(株)Rバンクは、運営するシェアハウスが順調に稼働しました。

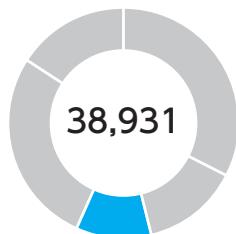
しかしながら、前期に大規模分譲マンションの売り上げを計上した反動などにより、不動産事業の営業収益は503億4千1百万円（前期比28.0%減）、営業利益は61億9百万円（前期比27.7%減）となりました。

レジャー・サービス事業



営業収益

(単位：百万円)



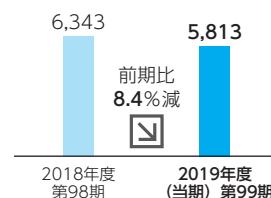
営業収益

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



ホテル業では、京急E Xホテル・京急E Xインは、新館を含めた各館がビジネス、レジャー需要を積極的に取り込みました。また、羽田空港利用客の需要を取り込むため、「京急E Xイン 羽田・穴守稻荷駅前」を開業しました。なお、本年4月に「京急E Xイン 東京・日本橋」を開業したほか、「京急E Xイン 羽田イノベーションシティ」の本年の開業に向け、準備を進めました。

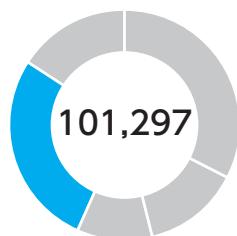
レジャー関連施設業では、当社は、ホステル事業において「plat hostel keikyu」を浅草エリアに2館、羽田空港周辺エリアに1館開業しました。また、京急開発(株)は、前期にリニューアルした「天然温泉 平和島」が順調に推移したほか、新たにアフタースクール事業に参入し、「京急キッズファン」を開校しました。

以上の結果、レジャー・サービス事業の営業収益は389億3千1百万円（前期比2.4%増）となったものの、ホテル業において、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少などにより、営業利益は58億1千3百万円（前期比8.4%減）となりました。

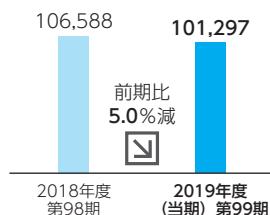
流通事業



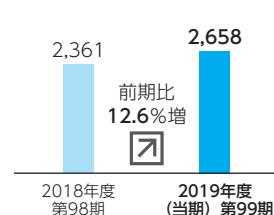
営業収益 (単位：百万円)



営業収益 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)

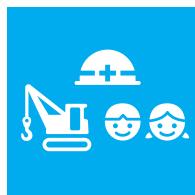


(株)京急百貨店は、ショッピングセンター業を統合したほか、(株)京急ストアは、駅ナカおよびドラッグストア事業等を統合するなど、4月に当社グループで重複していた事業を再編、統合し、営業力の強化および経営の効率化を図りました。

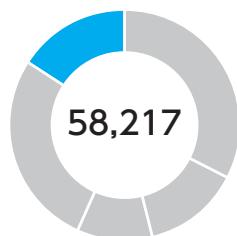
また、(株)京急百貨店は、前期にリニューアルした「ウイング新橋」の売上が順調に推移しました。さらに、(株)京急ストアは、業態転換し開業した「もとまちユニオン上大岡店」および(株)セブン-イレブン・ジャパンと業務提携している駅構内および駅前の店舗などで顧客の獲得に努めました。このほか、(株)京急ストアは、金沢八景駅直結の商業施設「ウイングキッチン金沢八景」を開業しました。

以上の結果、流通事業の営業収益は、1,012億9千7百万円（前期比5.0%減）となりましたが、スーパーマーケット業において、前期に(株)京急ストアでのれんの減損処理を行ったことによるのれん償却額の減少などにより、営業利益は26億5千8百万円（前期比12.6%増）となりました。

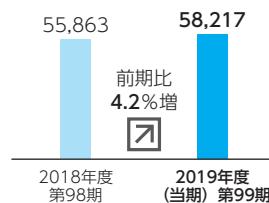
そ の 他



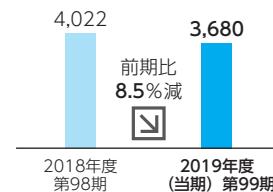
営業収益 (単位：百万円)



営業収益 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



京急建設(株)および京急電機(株)は、ホームドアをはじめとした鉄道の安全対策工事等を行いました。また、京急建設(株)は、ビジネスホテル等の建設工事を行いました。

以上の結果、その他の事業の営業収益は582億1千7百万円(前期比4.2%増)となったものの、受注工事の利益率の減少などにより、営業利益は36億8千万円(前期比8.5%減)となりました。

2. 設備投資等の状況

当期中において実施した設備投資等の総額は748億3千1百万円で、その主なものは次のとおりであります。

(1) 完成した主な工事等

交通事業	鉄道事業 【当社】 電車新造工事（1000形 20両） 駅昇降機更新工事（大森海岸駅、天空橋駅） ホームドア新設工事（京急蒲田駅、横浜駅、上大岡駅）
	バス事業 【京浜急行バスグループ】 バス新造（65両） 【川崎鶴見臨港バス株式会社】 バス新造（30両）
レジャー・サービス事業	ホテル業 【当社】 京急E Xイン 羽田・穴守稲荷駅前の土地建物の取得

(注) **【当社】** 京急グループ本社（横浜市西区）建設工事

(2) 継続中の主な工事等

交通事業	鉄道事業 【当社】 駅改良工事（神奈川新町駅、金沢八景駅） 駅設備更新工事（羽田空港第1・第2ターミナル駅） 駅昇降機更新工事（羽田空港第1・第2ターミナル駅ほか2駅） 駅務機器更新工事 大師線地下化工事 第1期 ホームドア新設工事（京急川崎駅） 運行管理支援システム新設工事 現業事務所建設工事（神奈川新町地区）
不動産事業	不動産賃貸業 【当社】 みなとみらい21（53街区）土地の取得

3. 資金調達の状況

当社は、設備投資等の資金に充当するため、社債150億円の発行および金融機関から所要の借入等を行いました。

当社グループの当期末の社債、借入金の残高は、4,447億3千5百万円となり、前期末に比べ148億8千6百万円増加しました。

4. 対処すべき課題

現在、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえて、当社グループでは、すべてのお客さまならびに社員およびその家族等のステークホルダーの安全確保を最優先に、感染拡大防止策を講じて事業の継続に努めております。

今後も、鉄道やバスなどの公共交通機関をはじめとしたライフラインを担う企業集団としての責務を全うしてまいります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループのグループ理念は次のとおりです。

【グループ理念】

〈経営理念〉

- ・京急グループは、都市生活を支える事業を通して、新しい価値を創造し、社会の発展に貢献する
- ・京急グループは、伝統のもとに、創意あふれる清新な気風をもって、総合力を発揮し、社業の躍進をめざす
- ・京急グループは、グループの繁栄と全員の幸福との一致を追求する

〈行動指針〉

- ・安全・安心を最優先し、感謝と誠意をもって、顧客の信頼を獲得しよう
- ・たえず研鑽し、進取の精神をもって、可能性に挑戦しよう
- ・誇りと責任をもち、相互の信頼を深め、仕事に取り組もう

当社グループは、このグループ理念に基づき、鉄道、バスなどの交通事業を中心に、不動産、ホテル、レジャー、流通などの事業を展開し、安全・安心を最優先としたサービス・商品の提供を行っております。これらの事業を通して、「地域密着・生活直結」型の企業集団として当社線沿線を中心にグループ経営を展開し、企業価値の最大化を目指してまいります。また、引き続き、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、コンプライアンスの重視、地域社会への貢献、環境対策など、社会的課題に付きましても積極的に取り組んでまいります。

(2) 企業価値の最大化に向けた取り組み

イ. 京急グループ総合経営計画の推進

当社グループを取り巻く事業環境は、沿線の人口減少や各事業での競争激化などによって、厳しくなることが予想されます。このような事業環境においても、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、当社グループの一大プロジェクトとなる品川駅周辺開発等を見据えた、20年間にわたる「京急グループ総合経営計画」を推進しております。

本計画では、当社グループが2035年度に目指すべき将来像として長期ビジョンを定めました。長期経営戦略である3つの基本方針のもと、品川駅周辺開発の進捗にあわせて事業区間を区切り、グループ一丸となって長期ビジョンの実現に向けて邁進してまいります。事業環境認識、長期ビジョン、長期経営戦略および長期経営戦略期間のステップは次のとおりです。

【事業環境認識】

機会（チャンス）	課題（リスク）
<ul style="list-style-type: none"> ・品川駅周辺における開発 ・羽田空港の拡充 ・京浜臨海部における開発 ・駅周辺再開発 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、少子高齢化、労働力不足への対応 ・自然災害、感染症等への対応 ・羽田空港アクセスへの競合参入 ・大型投資による財務健全性悪化の可能性 など

事業環境の変化

ライフスタイルや価値観の多様化、MaaS、働き方改革、ESG、デジタルトランスフォーメーション推進など

- ・沿線人口の減少をはじめとする事業リスクに打ち勝つ事業構造への変革を図る
- ・品川駅周辺開発という一大プロジェクトを京急グループ第2の創業のチャンスと捉える

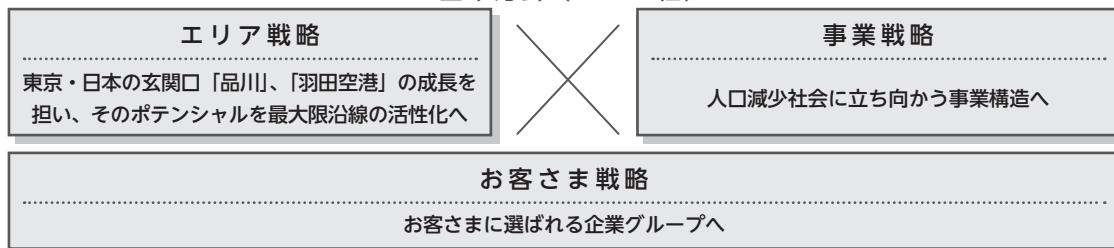
【長期ビジョン [2035年度に目指す将来像]】

品川・羽田を玄関口として、国内外の多くの人々が集う、豊かな沿線を実現する

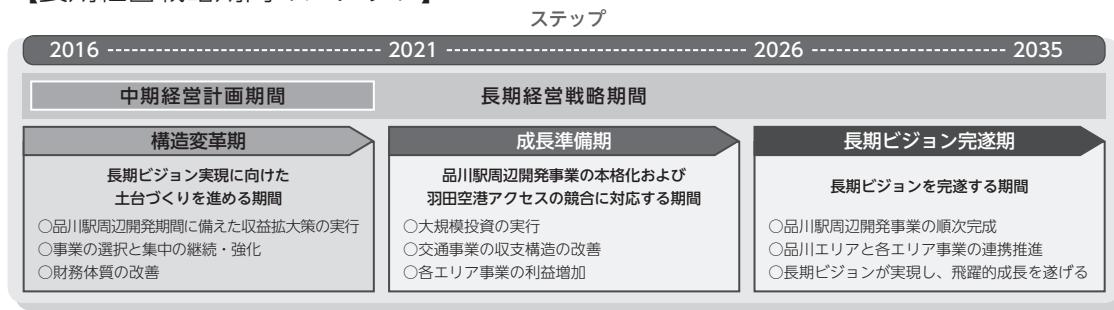


【長期経営戦略】

基本方針（3つの柱）



【長期経営戦略期間のステップ】

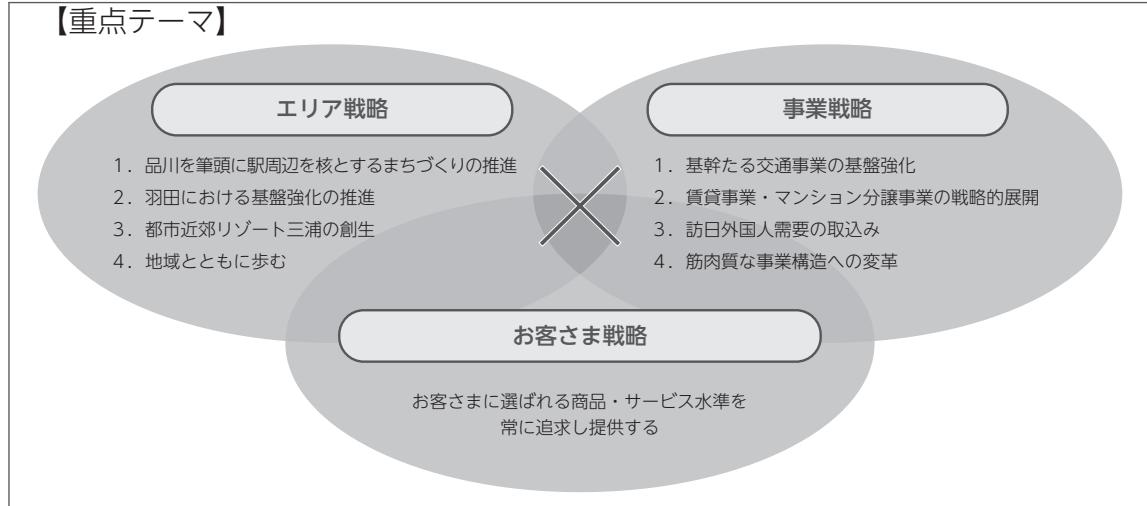


□. 中期経営計画（2016～2020年度）

長期ビジョン実現に向けた最初のステップとして、2016年度から2020年度までの5年間で「構造変革期」と定め、企業体質の変革に向け、事業再編やお客さま志向の徹底に取り組むとともに、各エリア事業の取り組みを強化し、長期ビジョンの実現に向けた土台づくりを推進してまいります。

長期ビジョンの実現に向けた重点テーマは次のとおりです。

【重点テーマ】



エリア戦略の重点テーマ

品川を筆頭に駅周辺を核とするまちづくりの推進

品川エリアでは、SHINAGAWA GOOSのある品川駅西口地区において、2018年6月に地区計画が都市計画決定され、ターミナル駅前でありながら豊かな自然に恵まれた環境を活かしたまちづくりを推進しております。また、品川駅を中心とした品川駅街区地区においては、2019年4月に土地区画整理事業が事業認可されたほか、2020年4月には連続立体交差事業が事業認可され、今後、品川駅ホームの地平化（2面4線化）を伴う、品川第一踏切道を含む3か所の踏切解消を行う事業が進んでまいります。さらに、駅と西口地区に挟まれた国道15号においては、2019年3月に、官民連携で交通広場や賑わい広場を道路上空に整備する品川駅西口駅前広場の事業計画が示されるなど、品川駅周辺開発事業は着実に進捗しております。

当社は「これからの日本の成長を牽引する国際交流拠点・品川」の実現を担う事業者として、行政や地元関係者、周辺事業者と連携し、まちづくりの形成に向け、積極的に事業を推進してまいります。この品川駅周辺開発事業を筆頭に、沿線主要駅を中心として、それぞれの地域特性に応じたまちづくりを推進し、「品川」「羽田空港」が持つポテンシャルを、横浜や三浦半島といった沿線の活性化へ波及させてまいります。

羽田における基盤強化の推進

交通事業において、羽田空港アクセスの確固たる地位を確立していくとともに、羽田空港周辺エリアにおいて、ホテル、商業施設、賃貸オフィスビルおよび賃貸マンション等への積極的な投資を行い、当社グループの基盤強化に努めてまいります。

都市近郊リゾート三浦の創生

三浦半島における新たな観光の拠点づくりを行うとともに、鉄道・バス・タクシー等との連携により回遊性を向上させ、観光活性化の基盤を築いてまいります。また、観音崎、三戸・小網代、油壺および城ヶ島地区それぞれの特色を活かした施設整備を図り、三浦半島全体の観光活性化を図ってまいります。

地域とともに歩む

地元・行政および観光事業者・開発事業者等と連携し、各地域の特性を活かした事業を展開してまいります。また、2019年秋には、当社およびグループ会社の本社を、沿線の中核である横浜へ移転しました。これまで以上に沿線全域にわたるエリア戦略の推進強化を図ってまいります。

事業戦略の重点テーマ

基幹たる交通事業の基盤強化

当社グループの中核事業である鉄道・バス事業においては、羽田空港アクセスの確固たる地位をより強化していくとともに、安全・安定輸送を継続し、事業構造を変革していくことにより、安定的な利益確保に努めてまいります。また、座席指定制列車をはじめとする輸送サービスの高付加価値化などにより快適な移動を実現し、新たな旅客獲得を目指してまいります。

賃貸事業・マンション分譲事業の戦略的展開

沿線および都心部を中心に、オフィスなどの賃貸事業を展開するとともに、マンション分譲事業、賃貸マンション事業等を展開することで、不動産事業を基幹たる交通事業に並ぶ事業へと大きく成長させてまいります。また、リノベーション事業等に積極的に取り組み、沿線の既存不動産ストックを活用した事業の強化も図ってまいります。

訪日外国人需要の取込み

当社は、羽田空港第1・第2ターミナル駅（旧羽田空港国内線ターミナル駅）および羽田空港第3ターミナル駅（旧羽田空港国際線ターミナル駅）を、当社グループの訪日外国人への「おもてなし」を発信する拠点と位置付けていくとともに、訪日外国人の快適な移動の実現を目指すなど、インバウンド需要を確実に取り込んでまいります。

筋肉質な事業構造への変革

低収益事業の抜本的改革、重複する事業・組織の整理統合、既存事業の利益率改善を図るとともに、時代や環境変化を捉えた新規事業の展開を図ってまいります。また、有利子負債の削減等に継続して取り組んでまいります。

お客さま戦略の重点テーマ

エリア戦略・事業戦略の実現を図るため、京急ご案内センターと当社各部門・各グループ会社の連携を一層強化し、お客さまの声を確実に企業経営に取り込んでいくとともに、お客さま志向を徹底し、従業員のCS意識の向上を見据えた人材育成を推進するなど、お客さまに選ばれる商品・サービス水準を常に追求してまいります。

(3) 企業の社会的責任に対する取り組み

当社グループは、ライフラインを担う企業集団として、すべての事業において安全・安心の徹底に取り組むとともに、様々なステークホルダーと適切な協働を図り、コーポレート・ガバナンスの継続的な強化を推進し、ESG経営を核とした事業を展開してまいります。

CSR活動については、事業を通じて戦略的に推進するため、方針の改定およびスローガンを新たに策定し「京急グループCSRビジョン」として取りまとめ、社内外に公表しました。

環境については、「京急グループ環境基本方針」に基づき、脱炭素社会の実現に向けた、環境負荷の低い鉄道・バス等の公共交通機関の利用を促進する「ノルエコ」の推奨を行ったほか、グループ全体で使用するプラスチック製ストローの植物由来による生分解性ストローへの切換えを実施いたしました。また、沿線各所の海岸にてビーチクリーン活動を実施するなど、三浦半島が抱える環境課題にも取り組みました。

さらに、性別、国籍、年齢および障がいの有無などを問わず、多様な人材が、その能力を十分に発揮できる職場環境づくりを推進してまいります。

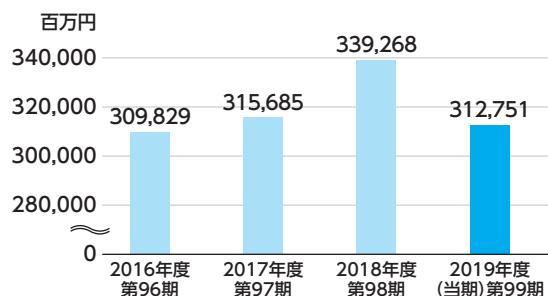
当社グループは、沿線の生活者を支える企業集団として安全・安心を最優先に確保するとともに、人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化、デジタルトランスフォーメーションの急速な進展といった様々な事業環境の変化に対応してまいります。

そして、自然災害・感染症をはじめとした重要な課題やリスクに対しても、経営への影響を最小限に抑えるための態勢を整え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 第96期	2017年度 第97期	2018年度 第98期	2019年度 (当期)第99期
営 業 収 益 (百万円)	309,829	315,685	339,268	312,751
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	22,514	16,155	20,714	15,650
1株当たり当期純利益(注)1 (円)	81.75	58.66	75.22	56.83
総 資 産 (注)2 (百万円)	826,935	876,679	891,844	888,412

営業収益



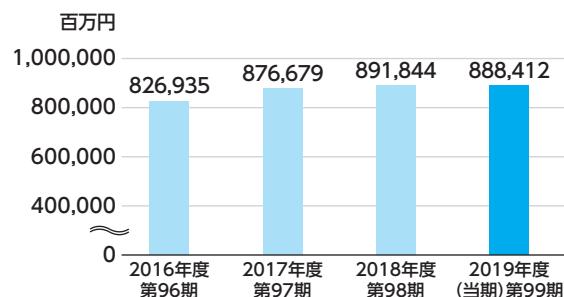
親会社株主に帰属する当期純利益



1株当たり当期純利益 (注)1



総資産 (注)2



- (注) 1. 当社は、2017年10月1日をもって、普通株式2株を1株とする株式併合を行っておりません。第96期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第98期連結会計年度の期首から適用しており、第97期連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
京浜急行バス株式会社	100	100.0	バス事業
川崎鶴見臨港バス株式会社	180	100.0	バス事業
京急不動産株式会社	1,000	100.0 (1.4)	不動産業
京急開発株式会社	1,000	100.0	ボートレース場・レジャー施設の経営 不動産賃貸業
株式会社京急百貨店	100	100.0	百貨店業
株式会社京急ストア	100	100.0	スーパーマーケット業

(注) 出資比率の () 内の数字は、間接所有割合です。

当社の連結子会社は、上記6社を含めた48社（前期比5社減）であり、持分法適用会社は3社（前期比増減なし）であります。

7. 主要な事業内容

8. 主要な事業所等

9. 従業員の状況

上記7から9は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.keikyu.co.jp>) に掲載しております。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社日本政策投資銀行	109,025
三井住友信託銀行株式会社	35,936
株式会社三菱UFJ銀行	22,777
株式会社みずほ銀行	22,638
みずほ信託銀行株式会社	18,088
日本生命保険相互会社	16,530
株式会社横浜銀行	14,201

(注) 上記にはシンジケートローンによる借入額（総額32,700百万円）は含まれておりません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 900,000,000株
2. 発行済株式の総数 275,407,956株（自己株式 352,591株を除く。）
3. 株 主 数 30,802名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,716	4.62
日本生命保険相互会社	10,076	3.66
株式会社みずほ銀行	8,317	3.02
株式会社横浜銀行	8,028	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,077	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	5,488	1.99
西武鉄道株式会社	5,383	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	5,240	1.90
明治安田生命保険相互会社	5,000	1.82
資産管理サービス信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ信託銀行口	4,716	1.71

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
石 渡 恒 夫 いし わた つね お いし わた つね お	取締役会長 (代表取締役)	一般社団法人神奈川県経営者協会会長 一般社団法人神奈川県経済同友会代表幹事 株式会社ぐるなび社外監査役 東海汽船株式会社社外取締役
原 田 一 之 はら だ かず ゆき はら だ かず ゆき	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員 グループ業務監査部担当	株式会社かんぽ生命保険社外取締役 日本空港ビルデング株式会社社外取締役 株式会社エヌケービー社外取締役 横浜新都市センター株式会社社外取締役
小 倉 俊 幸 お ぐら とし ゆき お ぐら とし ゆき	取締役副社長執行役員 総括 生活事業創造本部長 兼品川開発推進室長	花月園観光株式会社社外取締役
道 平 隆 みち ひら たかし みち ひら たかし	取締役専務執行役員 鉄道本部長 広報部担当	横浜高速鉄道株式会社社外取締役
本 多 利 明 ほん だ とし あき ほん だ とし あき	取締役専務執行役員 新規事業企画室長 兼生活事業創造本部副本部長 兼生活事業創造本部まち 創造事業部長	株式会社Rバンク取締役社長
浦 辺 和 夫 うら べ かず お うら べ かず お	取締役常務執行役員 経理部担当 人事部担当	
渡 辺 静 義 わた なべ しず よし わた なべ しず よし	取締役常務執行役員 総務部長 兼新規事業企画室部長	
川 俣 幸 宏 かわ また ゆき ひろ かわ また ゆき ひろ	取締役常務執行役員 グループ戦略室長	

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
ひら い たけし 平 位 武	取締役執行役員	京浜急行バス株式会社取締役社長
さ とう けん じ 佐 藤 憲 治	取締役執行役員	株式会社京急ストア取締役社長
さ さ き けん じ 佐々木 謙 二	取締役	
とも なが みち こ 友 永 道 子	取締役	公認会計士
てら しま よし のり 寺 島 剛 紀	取締役	大星ビル管理株式会社代表取締役社長
もり わ き あきら 森 脇 朗	常勤監査役	
ひろ かわ ゆういちろう 廣 川 雄一郎	常勤監査役	
すえ つな たかし 末 綱 隆	監査役	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社社外監査役 株式会社関電工社外監査役 東鉄工業株式会社社外取締役 J C R ファーマ株式会社社外取締役
す とう おさむ 須 藤 修	監査役	弁護士 株式会社バンダイナムコホールディングス社外監査役 株式会社プロネクサス社外監査役 三井倉庫ホールディングス株式会社社外監査役

- (注) 1. 常勤監査役廣川雄一郎氏は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会において、新たに選任された監査役であります。
2. 当社は、2019年6月27日開催の取締役会後から執行役員制度を導入いたしました。
3. 当期中に退任した取締役および監査役は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任の事由	退任年月日
常務取締役	廣川 雄一郎	任期満了	2019年6月27日
取締役	上野 賢了	//	//
常勤監査役	國生 伸	//	//

4. 取締役佐々木謙二氏、友永道子氏および寺島剛紀氏は、社外取締役であります。
5. 常勤監査役森脇朗氏ならびに監査役末綱隆氏および須藤修氏は、社外監査役であります。
6. 常勤監査役森脇朗氏は、大手金融機関の経営企画業務および資産運用業務の責任者ならびに資産管理会社の経営者を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 常勤監査役廣川雄一郎氏は、経理担当役員を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役末綱隆氏は、警察庁長官官房会計課長等を務めた経験や他の上場会社の社外監査役を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役須藤修氏は、弁護士として会社清算等に多数関与した経験や他の上場会社の社外監査役を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
- 取締役寺島剛紀氏は、大星ビル管理株式会社代表取締役社長であり、同社は、当社の事業の部類に属する取引（不動産賃貸業）を行っております。
- 監査役末綱隆氏および須藤修氏の上記兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
8. 取締役友永道子氏は、2019年6月25日に日本電信電話株式会社の社外監査役を退任いたしました。
9. 取締役佐々木謙二氏、友永道子氏および寺島剛紀氏ならびに常勤監査役森脇朗氏、監査役末綱隆氏および須藤修氏は、東京証券取引所から確保が義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。

(ご参考)

2020年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
上野賢了 <small>うえのけんりょう</small>	執行役員	株式会社京急百貨店取締役社長
三原弘之 <small>みはらひろゆき</small>	執行役員 鉄道本部立体交差部長 兼品川開発推進室部長	
金子雄一 <small>かねこゆういち</small>	執行役員 品川開発推進室部長	
櫻井和秀 <small>さくらいかずひで</small>	執行役員 鉄道本部運輸営業部長 兼総合司令所長	株式会社パスモ取締役

2. 取締役および監査役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

イ. 2019年4月～2019年6月分（執行役員制度導入前）

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞 与	退 任 時 繰延報酬	
取締役に対する報酬 (うち社外取締役分)	① 71 (6)	58 (6)	5 (なし)	7 (なし)	15 (3)
監査役に対する報酬 (うち社外監査役分)	17 (10)	17 (10)	なし	なし	4 (3)

ロ. 2019年7月～2020年3月分（執行役員制度導入後）

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	代表権報酬		
			固定報酬	業績連動報酬	
取締役に対する報酬 (うち社外取締役分)	② 136 (20)	119 (20)	9 (なし)	7 (なし)	13 (3)
監査役に対する報酬 (うち社外監査役分)	52 (32)	52 (32)	なし	なし	4 (3)

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)	取締役に支給 した報酬総額 ①+②+③ (百万円)
		固定報酬	賞 与	退任時 繰延報酬		
執行役員に対する報酬 (取締役兼務者)	③ 223	77	128	17	9	④ 431

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2014年6月27日開催の第93期定時株主総会および2018年6月28日開催の第97期定時株主総会において年額550百万円以内（うち社外取締役分は年額75百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。
2. 監査役の報酬額は、2014年6月27日開催の第93期定時株主総会において年額95百万円以内と決議されております。
3. 上記イ. には、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名が含まれております。
4. 上記イ. およびロ. の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 当社は、2019年6月27日開催の取締役会後から執行役員制度を導入いたしました。これに伴い、取締役報酬の構成を変更するとともに、執行役員を兼務する取締役に対しては、上記ロ. ③に記載のとおり、執行役員報酬を支給しております。執行役員報酬を合わせた、当事業年度に取締役に支給した報酬総額は、上記ロ. ④に記載のとおりであります。

(ご参考)

執行役員の報酬等の額（取締役非兼務者：2019年7月～2020年3月分）

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の数 (人)
		固定報酬	賞 与	退 任 時 繰延報酬	
執行役員に対する報酬 (取締役非兼務者)	74	33	36	5	4

(2) 取締役、監査役および執行役員の報酬等の額の決定に関する方針

イ. 基本方針

当社の役員報酬は、沿線の生活者を支える企業集団として安全・安心を最優先に確保するとともに沿線地域の発展のため、グループが連携して事業を行い、相乗効果を図るという当社グループの経営の特性に鑑みて、短期的な業績に加えて、中長期的な企業価値・業績向上への貢献および株主の皆様との価値共有を重視しております。また、報酬額の決定にあたっては、従業員給与、他社の動向、外部調査機関の調査データ等を勘案して決定するものとしております。

ロ. 取締役、監査役および執行役員の報酬等の構成および決定方法

取締役および監査役の報酬は、固定報酬（取締役会長については株式購入資金を含む。）および代表権報酬（固定報酬および業績連動報酬）により構成しております。

執行役員の報酬は、固定報酬（株式購入資金を含む。）、賞与および退任時繰延報酬により構成しております。

また、取締役および執行役員の報酬については、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定するものとしております。

なお、各報酬の内容は、次のとおりであります。

報酬の種類	内 容
固 定 報 酬	取締役および監査役に対して、一定の金額を支給いたします。なお、執行役員に対して、役位ごとに定める金額を支給いたします。 取締役、監査役および執行役員を被保険者として、当社が役員傷害保険に加入しております。
代 表 権 報 酬	代表取締役会長 固定報酬を支給いたします。 代表取締役社長 固定報酬および業績連動報酬を支給いたします。
賞 与	執行役員に対して、業績に対するインセンティブを高めるため、事業年度における職務執行の対価として、役位ごとに定める標準額を基準とし、業績等を勘案した金額を取締役会で決定し支給いたします。
退任時繰延報酬	執行役員に対して、中期的な企業価値・業績向上を意識した経営を実践させるため、執行役員の任期（1年）の職務執行に対する報酬として、任期ごとに業績および中長期的な課題に対する取り組み状況等を総合的に勘案して取締役会で決定した金額を執行役員ごとに積み立て、退任時に累計額を一括して支給いたします。
株 式 購 入 資 金 (株価連動報酬)	取締役会長および執行役員に対して、株主の皆様との価値共有および長期的な企業価値・業績向上を意識した経営を実践させるため、役位ごとに役員持株会に対する最低拠出額を定め、同額を固定報酬に含める形で支給いたします。なお、取得した株式は、原則として在任中保有し続けることを義務づけております。

(注)取締役、監査役および執行役員の報酬等の額の決定に関する方針は、執行役員制度を導入したことに伴い、2019年6月27日に改定しております。

(ご参考)

取締役および執行役員報酬規程に定める業績評価方法

1. 代表権報酬

	固定報酬	業績連動報酬 (標準額)
代表取締役社長	30%	70%

(注) 代表取締役会長の代表権報酬は固定報酬のみで構成されます。

2. 執行役員報酬

(1) 賞与および退任時繰延報酬の業績評価方法

賞与および退任時繰延報酬の標準額を次のとおり区分し、経営者としての責務を評価する部分と本部長、副本部長、室長、部長、グループ会社役員としての業務執行の状況を評価する部分に分けて業績に対する評価を行います。なお、社長は経営者分のみで構成されますが、副社長以下については、その職責や業務分担または会社担当分の業務量を考慮し、段階的に業務執行分のウェイトを高めて設定しております。

	評価区分	
	経営者分	業務執行分
社長執行役員	100%	—
副社長執行役員	70%	30%
専務執行役員	60%	40%
常務執行役員	50%	50%
執行役員	40%	60%

(2) 固定報酬と業績連動報酬の支給割合

執行役員の固定報酬と業績連動報酬の割合の平均値は次のとおりであり、段階的に執行役員の役位に応じて、業績連動報酬の比率が高まるように設定しております。

固定報酬	業績連動報酬 (標準額)	計
50%程度	50%程度	100%

(注) 固定報酬は株式購入資金を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	取締役会出席回数	監査役会出席回数	主な活動状況
佐々木 謙 二	取締役	8回／13回	－	主に大手自動車部品メーカーの元経営者ならびに地元経済および地域社会の元代表としての経験を活かした発言を適宜行っております。
友 永 道 子	取締役	13回／13回	－	主に公認会計士および日本公認会計士協会元副会長ならびに大手通信会社の元社外役員としての経験を活かした発言を適宜行っております。
寺 島 剛 紀	取締役	13回／13回	－	主に大手生命保険会社の元経営者としての経験を活かした発言を適宜行っております。
森 脇 朗	常勤 監査役	13回／13回	8回／8回	主に大手金融機関の経営企画業務および資産運用業務の元責任者ならびに資産管理会社の元経営者としての経験を活かした発言を適宜行っております。
末 綱 隆	監査役	11回／13回	7回／8回	主に元神奈川県警察本部長および元警視庁副総監ならびに大手総合商社の元社外役員としての経験を活かした発言を適宜行っております。
須 藤 修	監査役	13回／13回	8回／8回	主に弁護士および総合エンターテインメント企業等の社外役員としての経験を活かした発言を適宜行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
2. 責任限定契約の内容の概要
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
4. 非監査業務の内容
5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

上記1から5は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.keikyu.co.jp>) に掲載しております。

VI 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
2. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要
3. 株式会社の支配に関する基本方針

上記1から3は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.keikyu.co.jp>) に掲載しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	101,179	流動負債	209,646
現金及び預金	35,555	支払手形及び買掛金	33,126
受取手形及び売掛金	12,591	短期借入金	121,224
商品及び製品	2,532	1年内償還予定の社債	10,000
分譲土地建物	41,016	未払法人税等	3,602
仕掛品	799	前受金	7,996
原材料及び貯蔵品	331	賞与引当金	1,615
その他の	8,475	役員賞与引当金	104
貸倒引当金	△123	災害損失引当金	290
		その他の引当金	63
		その他の	31,622
固定資産	787,232	固定負債	411,109
有形固定資産	662,085	社債	110,000
建物及び構築物	336,260	長期借入金	203,511
機械装置及び運搬具	45,667	繰延税金負債	6,622
土地	186,411	役員退職慰労引当金	437
建設仮勘定	84,915	退職給付に係る負債	10,895
その他の	8,829	長期前受工事負担金	62,075
無形固定資産	7,390	その他の	17,566
投資その他の資産	117,756	負債合計	620,756
投資有価証券	68,051	(純資産の部)	
長期貸付金	689	株主資本	259,381
繰延税金資産	6,506	資本金	43,738
退職給付に係る資産	19,192	資本剰余金	44,158
その他の	23,469	利益剰余金	172,144
貸倒引当金	△153	自己株式	△660
		その他の包括利益累計額	7,261
		その他有価証券評価差額金	8,906
		為替換算調整勘定	135
		退職給付に係る調整累計額	△1,779
		非支配株主持分	1,012
資産合計	888,412	純資産合計	267,655
		負債純資産合計	888,412

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年 4月 1日から
2020年 3月 31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営 業 収 益		312,751
運輸業等営業費及び売上原価	244,326	
販売費及び一般管理費	38,935	283,262
営 業 外 収 益		29,489
受取利息及び配当金	897	
持分法による投資利益	653	
その他	799	2,349
営 業 外 費 用		
支払利息	4,111	
その他	893	5,004
経 常 利 益		26,834
工事負担金等受入額	1,126	
固定資産売却益	277	
その他	34	1,438
特 別 損 失		
減損損失	1,714	
固定資産圧縮損	1,126	
支払補償費	796	
固定資産除却損	736	
その他	50	4,423
税金等調整前当期純利益		23,850
法人税、住民税及び事業税	7,970	
法人税等調整額	295	8,266
当期純利益		15,584
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△66
親会社株主に帰属する当期純利益		15,650

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	61,285	流動負債	239,885
現金及び預	17,023	短期借入金	121,224
未収運賃	802	1年内償還予定の社債	10,000
短期貸付	2,231	未払費用	31,441
分譲土地建物	9,124	未払法人税等	3,572
前払費用	27,870	預り連絡運賃	656
その他の流動資産	2,751	預り	842
	1,481	前受運賃	1,391
		前受金	3,895
		前受収益	4,724
		その他の引当金	1,217
		その他の流動負債	63
		固定負債	60,855
固定資産	726,486	社長期借入金	110,000
鉄道事業固定資産	315,644	繰延税金負債	202,642
各事業関連固定資産	148,536	関係会社事業損失引当金	6,599
建設仮勘定	22,379	長期前受工事負担金	750
投資その他の資産	87,775	資産除去債務	62,075
関係会社株式	152,150	その他の固定負債	782
投資有価証券	41,188		9,777
長期貸付金	51,999	負債合計	632,512
前払年金費用	20,146	(純資産の部)	
その他の投資等	19,603	株主資本	146,406
貸倒引当金	20,291	資本剰余金	43,738
	△1,079	資本準備金	40,363
		その他資本剰余金	17,861
		利益剰余金	22,502
		利益準備金	62,936
		その他利益剰余金	6,665
		固定資産圧縮積立金	56,271
		特別償却準備金	14,668
		別途積立金	166
		繰越利益剰余金	2,050
		自己株式	39,385
		評価・換算差額等	△632
		その他有価証券評価差額金	8,853
		純資産合計	8,853
資産合計	787,772	負債純資産合計	787,772

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
鉄 道 事 業		
営 業 収 益	83,539	
営 業 費 益	71,169	
営 業 利 益		12,369
付 帯 事 業		
営 業 収 益	50,458	
営 業 費 益	43,349	
営 業 利 益		7,109
全 事 業 営 業 利 益		19,479
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,456	
そ の 他 の 収 益	451	2,907
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 用	4,103	
そ の 他 の 費 用	783	4,887
経 常 利 益		17,499
工 事 負 担 金 等 受 入 額	1,006	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	54	1,061
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	1,006	
支 払 補 償 費	796	
減 損 損 失	768	
固 定 資 産 除 却 損	426	2,997
税 引 前 当 期 純 利 益		15,562
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,637
法 人 税 等 調 整 額		636
当 期 純 利 益		11,288

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

京浜急行電鉄株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江口 泰志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 康一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小島 亘司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京浜急行電鉄株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京浜急行電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

京浜急行電鉄株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江口 泰志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 康一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小島 亘司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京浜急行電鉄株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役および使用人等ならびにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針および各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

京浜急行電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 森 脇 朗 ㊟

常勤監査役 廣 川 雄一郎 ㊟

監査役 末 綱 隆 ㊟

監査役 須 藤 修 ㊟

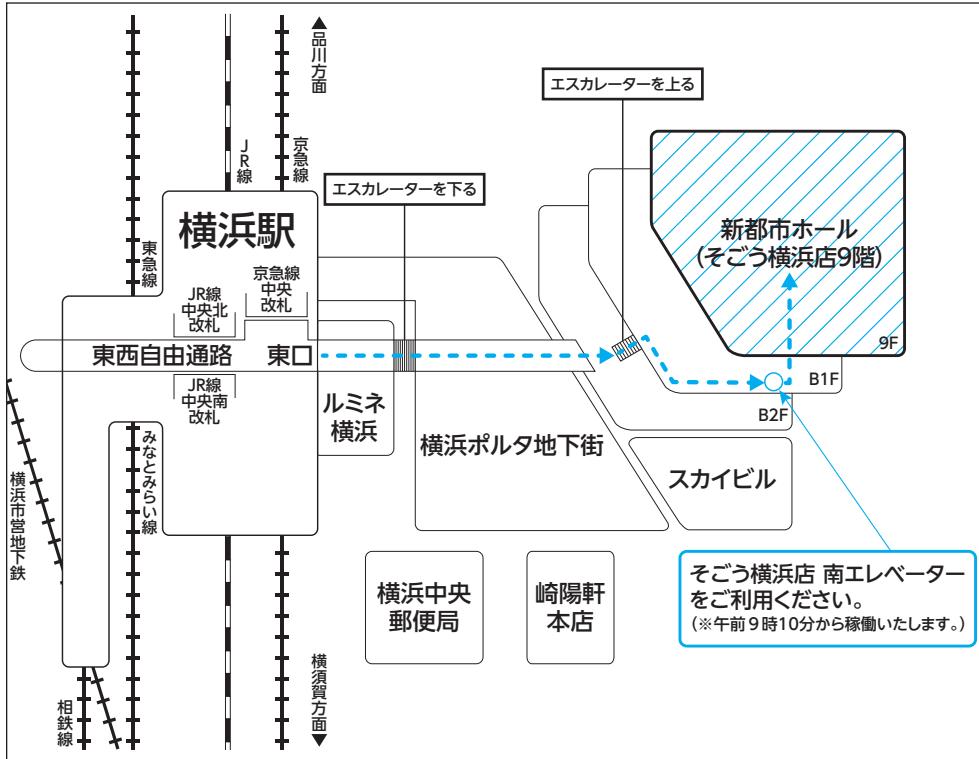
(注) 常勤監査役森脇朗、監査役末綱隆および監査役須藤修は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

<メ 毛 欄>

<メ モ 欄>

株主総会会場ご案内図



お願い

1. 会場が前回と異なっておりますので、お間違えないようご注意ください。
2. **新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、会場が変更になる場合（京急グループ本社を予定）**もございますので、ご来場前に、当社ウェブサイト (<https://www.keikyu.co.jp>) を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。
3. 当日の会場の状況により、第2会場へご案内させていただく場合がございます。
4. 会場の座席数が例年よりも大幅に減少するため、**当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。**
5. このほか、会場において、株主の皆様のお安全確保および感染拡大防止のために、**必要な措置を講じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。**
6. お土産および乗車券のご用意はございません。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

